

3/10土

相談無料

通話料のみ負担

住宅トラブル 110番

～賃貸・リフォーム・修繕など～

賃貸住宅やリフォーム、住宅の修繕に関するトラブルについて、北海道立消費生活センターの相談員と札幌弁護士会の弁護士と一緒に話をうかがいます。

相談事例①

認知症の叔母が、自宅に来た点検業者に、「下水管を洗浄しないと大変なことになる」といわれ高圧洗浄を契約。さらにキッチンからも水漏れしていると指摘され、直したとヘルパーから聞いた。合わせて約20万と高額で解約したい

相談事例②

賃貸アパートに入居しているが、大家が変わり新しい契約書が届いた。契約内容は変わらなかったが敷金は引き継いでいないと書いてあった。元大家に敷金の引継ぎが返還を申し出たが応じてくれない

相談事例③

借家を退去後、クロスとクッションフロア、フローリングの全面張替代として約50万円の修理代を請求されている

相談事例④

賃貸アパートに入居しているが、建物のリフォームを理由に立ち退きを迫られている。立退料はどの程度になるだろうか



☎ **011-218-7133**

10:00~15:00 当日のみ

札幌市中央区北3条西7丁目北海道庁別館西棟2F

来所相談のための事前予約番号 **011-221-0110**

面談での相談をご希望の方は、事前予約が必要となります。

011-221-0110までご連絡ください。面談時間は先着順で調整させていただきます。